

平成30年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成30年12月4日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成30年12月4日(火) 午前9時31分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	高木純一	学校教育課長	西谷ひろみ
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	高田志郎
会計管理者	山下浩子		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第64号 森町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第65号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 森町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 森町手話言語の推進に関する条例について
- 議案第70号 森町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 森町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 平成30年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第73号 平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

< 議事の経過 >

議 長 (山本俊康君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから平成30年12月、森町議会定例会を開会します。
お知らせをさせていただきます。
森町議会では、少しでも多くの方に議会のことを知っていただく
ため、動画配信を検討しております。今回試行のため、既に、ここ
に議場にカメラを設置しております。
なお、今回は最終日の一般質問のみ録画をさせていただきますので、
ご了承くださいたいと思います。
これから本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、
8番中根幸男君及び9番鈴木托治君を指名します。
日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月20日までの17日間にしたいと思
います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者多数)
議 長 (山本俊康君) 「異議なし」と認めます。
したがって会期は、本日から12月20日までの17日間に決定しまし
た。
日程第3、「報告事項」について、監査委員から例月出納検査の
結果についての報告が来ております。
お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。
日程第4、議案第64号「森町職員の自己啓発等休業に関する条例
の一部を改正する条例について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職員朗読)
議 長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第64号「森町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、学校教育法における学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものに関する規定の項ずれが生じたことにより、改正するものでございます。

なお、本条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (山本俊康 君) 日程第5、議案第65号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第68号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま、一括して上程されました議案第65号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第68号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、給料月額、初任給調整手当、期末・勤勉手当を引き上げる平成30年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第65号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行1.725月分を改正後は1.775月分とし、0.05月分の引

上げを行うとともに、平成31年度の支給月数を6月期においては1.575月分を1.675月分、12月期においては1.775月分を1.675月分に改正するものであります。

次に、議案第66号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第67号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行2.275月分を改正後は2.325月分とし、0.05月分の引上げを行うとともに、平成31年度の支給月数を6月期においては2.125月分を2.225月分、12月期においては2.325月分を2.225月分に改正するものであります。

最後に、議案第68号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、採用による欠員の補充が困難であると認められる職の初任給調整手当の上限額を、国の改正に合わせて、それぞれ引き上げるとともに、勤勉手当については、本年度12月期の現行0.9月分を改正後は0.95月分とし、0.05月分の引上げを行うものであります。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、民間給与との^{かくき}較差を考慮し、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について引上げを行うものであります。

次に、本条例第2条につきましては、平成31年度以降における国の見直しに合わせて、期末手当及び勤勉手当の支給月数の振り分けを見直しするものでございます。期末手当は、6月期においては1.225月分を1.3月分、12月期においては1.375月分を1.3月分に改正し、勤勉手当は、6月期においては0.9月分を0.925月分、12月期においては0.95月分を0.925月分に改正するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、第2条は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしく御審議をお

願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第9、議案第69号「森町手話言語の推進に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第69号「森町手話言語の推進に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法の改正により、手話が音声言語と同等の言語として位置づけられたことから、町として、手話が言語であるという認識に基づき、手話に対する理解の促進と手話の普及のための施策の推進を通じて、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共生することができる地域社会の実現を図るため、この条例を定めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第10、議案第70号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第70号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護予防・日常生活支援総合事業において実施する訪問事業について、厚生労働省令に規定する「緩和した基準による訪問介護」の事業者の指定を平成31年1月から森町が実施するに

あたり、指定・更新申請事務に関する手数料を徴収するため、新たに規定するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (山本俊康君) 日程第11、議案第71号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第71号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年に農業委員会等に関する法律が改正され、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置付けられたことから、森町農業委員会では平成28年4月から新制度による体制に移行するとともに、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱してまいりました。

また、農地利用最適化交付金事業を活用し、農業委員や農地利用最適化推進委員の農地利用状況調査等の活動賃金へ充当してまいりました。

このような中、平成30年度からは、国の交付金事業の実施要綱において、交付金を活用できるのは、報酬のみに限定するという改正が行われたことから、これまでと同様に、活動に対する対価について、交付金を活用するためには、これを報酬の一部に位置付ける条例の改正が必要となりました。

また、報酬額については、農業委員や農地利用最適化推進委員の基本的な月額はいままでどおりとし、今回の改正により、活動実績

等に応じて支給する報酬は、年度末に一括して支給する年額とするものであります。

なお、活動実績の報酬額等の詳細は、新たに規則を制定し、運用することとし、活動実績報酬の時間単価は、これまでと同様に県の公共工事設計労務単価のうち、軽作業員の日給を参考として運用してまいりたいと考えております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山本俊康君) 日程第12、議案第72号「平成30年度森町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (山本俊康君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第72号「平成30年度森町一般会計補正予算(第7号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20,948千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,118,391千円とするものであります。

第2表、繰越明許費補正でございますが、本補正予算で事業費の追加をお願いいたします牛飼地区に建設予定のコミュニティ消防センター建設事業につきましては、年度内の事業完了が見込めないことから、翌年度へ予算を繰り越して使用することができるようにするものでございます。

第3表、地方債補正につきましては、コミュニティ消防センター建設事業の事業費追加分に対する緊急防災・減災事業の限度額を増額するものでございます。

それでは、以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

まず、9から28ページの、各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現計予算額との過不足による調整、及び、本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に伴う補正のほか、移住定住対策業務の増加、一宮地区での中間管理事業や基盤整備事業の推進、積極的な魅力発信のためのイベント等参加の増加、小・中学校統合に関する業務、台風及び災害対応、等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため、追加をお願いするものと職員共済組合等負担金の調整でございます。

また、9・10ページに計上いたしました議員期末手当につきましても、人事院勧告に基づく改正に伴う補正でございます。

11・12ページ、3款1項1目、社会福祉総務費2,031千円のうち、自立支援給付費1,900千円につきましては、障がい者の自立支援のため、身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替する用具としての補装具に対する補装具費給付費であり、本年度の実績見込みに対し、予算の不足が見込まれることから追加をお願いするものでございます。

13・14ページ、2項2目、児童措置費3,442千円につきましては、平成29年度に実施しました、保育園等の委託料、放課後児童クラブや、保育士宿舎借上支援事業等の精算に伴う返還金でございます。

17・18ページ、6款1項3目、農業振興費9,380千円につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積に対し、その集積率に応じ、国の協力金の交付が受けられる見込みとなったことから、交付対象となる一宮地区農業推進委員会に対する森町農地集積・集約化対策事業協力金を計上するものでございます。

19・20ページ、8款2項3目、道路新設改良費1,519千円につきましては、県が実施しております三倉地内における県道袋井春野線に係る道路整備事業費の増額を受け、県単事業負担金を増額するものでございます。

5項1目、住宅管理費2,500千円のうち、住宅指導支援費につき

ましては、本年度の実績見込みに伴い予算を更正するもので、耐震診断業務委託料を1,065千円減額し、建築物等耐震化促進事業費補助金を同額分増額するものでございます。

また、町営住宅管理費2,500千円につきましては、町営住宅の入居世帯の増加に伴い、入居時に係る修繕の増加、及びやぎき団地における漏水等に伴う修繕費の追加をお願いするものでございます。

21・22ページ、9款1項3目、消防施設費6,691千円につきましては、牛飼地区に建設を予定しております消防団のコミュニティ消防センターでございますが、予定しておりました入札が、全社辞退により不調となったことを受け、原因調査を実施したところ、建設材料費の価格等の差、及び工期によるものでありました。このことから再度設計を行いました結果、現予算額に不足が見込まれることとなったことから、工事請負費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項4目、農林水産業費県補助金9,380千円につきましては、森町農地集積・集約化対策事業協力金に対する県補助金であります。

7・8ページ、19款1項1目、繰越金1,843千円につきましては、財源調整としての計上であります。

21款1項4目、消防債6,600千円につきましては、コミュニティ消防センター建設事業の増額に対する財源として、緊急防災・減災事業債を追加計上するものでございます。

以上が、平成30年度森町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 （山本俊康君） 日程第13、議案第73号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （山本俊康君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました、議案第73号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ159千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ881,437千円とするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款1項1目、下水道総務管理費79千円につきましては、人事院勧告に伴う職員給与費の補正であります。

2項1目、下水道建設事業費80千円につきましては、本年4月の人事異動及び、人事院勧告に伴う職員給与費の補正であります。

続きまして歳入について、ご説明申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、繰越金159千円につきましては、財源調整としての計上でございます。

以上が、議案第73号「平成30年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山本俊康君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月11日午前9時30分、本会議を開き、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時01分 散会)